新居浜港振興協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、新居浜港振興協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、新居浜港の振興を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的 とする。

(事業)

- 第3条 協議会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 新居浜港の物流動向に関する情報収集、調査研究
 - (2) 新居浜港の利用促進に関する調査研究
 - (3) 新居浜港の整備促進に関する調査研究
 - (4) その他協議会の目的達成のために必要な事項
- 2 前項の事業遂行のため、必要に応じ専門部会を設置することができる。

(事務局)

第4条 協議会の事務を処理するために、新居浜港務局に事務局を置く。

(会員)

第5条 協議会は、協議会の目的に賛同するものをもって組織する。

(役 員)

- 第6条 協議会に次の役員を置く。
 - (1)会長 1名
 - (2)副会長 若干名
- 2 役員は総会においてこれを選任する。

(役員の任期)

- 第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した役員の任期は前任者の残 任期間とする。
- 2 役員は再選を妨げない。

(会長、副会長)

- 第8条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(顧問、参与)

第9条 協議会に、顧問、参与を置くことができる。

(会議)

- 第10条 会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 総会は、協議会の重要事項について審議決定する。
- 3 役員会は、協議会の事業計画、その他運営に関する重要事項について審議決定する。

(総会の定足数)

第11条 総会は、会員の半数以上の出席により成立し、その過半数をもって決し、可否 同数のときは議長の決するところによる。

(規約の変更)

第12条 協議会規約の変更は、総会の議決によりこれを変更することができる。 (雑 則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規約は、平成20年2月27日から施行する。